

# 令和5年第4回 松野町議会定例会議事日程 第1号

令和5年12月15日（金）午前9時30分開議

- 1 開 会 宣 言（       ：       ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開                   議（       ：       ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番           議員 ・       番           議員
2	—	会期の決定 月   日から   月   日までの   日間
3	—	一般質問（4番、3番、5番、6番）
4	報告 10	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）
5	承認 7	専決処分の承認について（令和5年度松野町一般会計補正予算（第4号））
6	議案 42	辺地に係る総合整備計画の変更について
7	議案 43	松野町国民健康保険税条例の一部改正について
8	議案 44	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
9	議案 45	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
10	議案 46	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
11	議案 47	松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
12	議案 48	愛媛県市町総合事務組合格約の変更について
13	議案 49	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

14	議案 50	令和5年度松野町一般会計補正予算（第5号）
15	議案 51	令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
16	議案 52	令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
17	議案 53	令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
18	議案 54	令和5年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
19	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
20	—	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

5 閉 議（ : ）

6 閉 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、  
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副町長	八十島 温夫	建設環境課長	谷口 健二
教育長	三好 秀二	町民課長	芝 吉彦
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美樹
防災安全課長	中井 和彦	教育課長	森本 秀行
ふるさと創生課長	井上 靖	代表監査委員	榎本 孝幸
農林振興課長	小西 亨		

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

日付	主要行事・事務	場 所	出席者等
9月15日	敬老式	町内	全員
9月20日	県町村議会議長会第2回全員協議会	松山市	議長
9月22日	南予森林組合通常総会	宇和島市	議長
9月25日	議会改革特別委員会（第1回）	町内	委員
9月28日 ～29日	四国四県町村長・議長大会	香川県	議長
10月3日	なくせ「じん肺」キャラバン陳情	町内	議長
10月4日	宇和島地区広域事務組合議会定例会	宇和島市	議長
10月5日 ～7日	県町村議会議長会海外視察研修	韓国	議長
10月11日	北宇和郡小学校陸上大会	鬼北町	議長
10月13日 ～14日	四国地区町村議会議員研修会	徳島県	全員
10月28日 ・31日	ねんりんピック愛顔のえひめ開会式・閉会式	松山市	議長
10月26日	宇和島地区広域事務組合関連施設視察	宇和島市他	議長
10月31日	議会改革特別委員会（第2回）	町内	委員
11月7日	社会保障拡充キャラバン陳情	町内	議長

日 付	主要行事・事務	場 所	出席者等
1 1 月 8 日	国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会陳情	町内	議長
1 1 月 1 4 日	吉野生公民館地鎮祭	町内	議員
1 1 月 2 0 日	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会定例会	松山市	議長
1 1 月 2 8 日 ～ 2 9 日	町村議会議長全国大会	東京都	議長
1 2 月 5 日	全員協議会	町内	全員
1 2 月 5 日	議会運営委員会	町内	全員
1 2 月 5 日	議会改革特別委員会（第3回）	町内	委員
1 2 月 8 日	松野を愛するシニアの会との交流会	町内	全員

# 一般質問表

令和5年第4回定例会

通告者	質問事項	質問の要旨
1番 山田 寛二 [一括方式]	予土線存続について	<p>J R 四国では、慢性的な赤字路線である予土線の廃止について検討していると聞いています。</p> <p>100円の収入を得るのに1,700円のコストが必要と言われており、採算の上で廃止の議論が出始めているのですが、今年の12月12日に宇和島鉄道全線開通から100周年を迎えるとともに、来年令和6年3月1日には、予土線全線開通50周年を迎えます。</p> <p>この歴史ある予土線が廃止の危機にあります。</p> <p>赤字路線だから廃止という単純な問題ではないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 50年100年の歴史や文化的な価値がある。</li><li>2 先人達が必死につないできた遺産である。</li><li>3 まだまだ必要としている人たちがいる。</li></ol> <p>(特に高校生には必要な交通手段となっています。)</p> <p>先日、坂本町長は愛媛・高知両県が設立した予土線利用促進対策協議会の会長に就任されました。</p> <p>予土線存続についてどのような方策を考えているのか、お聞かせください。</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
2番 山崎 匡 [一問一答方式]	危険空き家について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊の恐れのある危険家屋の空き家について実態を把握しているか</li> <li>・地権者や持ち主に対する告知等しているか</li> <li>・通学路等にある場合の対策は</li> <li>・解体、撤去に対しての助成はあるのか、また、考えているのか</li> </ul> <p style="text-align: right;">資料</p>
	田植え時期の広見川の濁水について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広見川等農業排水対策協議会の現状、内容、成果は</li> <li>・四万十川につなぐ広見川の最下流部の自治体の長としてリーダーシップをとって、上流自治体と取り組む気はないか</li> </ul> <p style="text-align: right;">資料</p>
	目黒川水系へのアマゴ放流について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鬼が城水系にもともと生息しているアマゴ（アメゴ／アメノウオ）の目黒川を守る協議会に対して放流の助成、支援をする気はないか</li> </ul>
	桃農家の支援策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月議会で返答いただいた桃農家のアンケートを受けての支援策についての内容は</li> </ul>
	子ども支援・高校生支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月議会で返答いただいた高校生の支援についての来年度の事業計画の内容は</li> <li>・定期代支援の申請状況は</li> </ul>

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
<p>3番 安西 博文 [一問一答方式]</p>	<p>いわゆるゴミ出し難民の援助について</p>	<p>町長は常日頃から、小さな町だからできるきめ細やかな行政サービスを心がけておられることと思います。</p> <p>町内においては、超高齢者や身体的な理由でゴミステーションまでのゴミ出しが、なかなか困難な方がおられることと思われませんが、その対策をお伺いします。</p> <p>その一方、働き方改革が叫ばれ、一律にサービスを強化することは係員の負担が増加し、困難なことと思料されます。</p> <p>そこで希望調査(組長や民生委員さんにお問い合わせ等)を実施して、希望される難民の方の自宅玄関前までゴミの収集を実施することを検討していただきたい。</p> <p>誰一人取り残さない、高齢者に優しいまちづくりのためによりしくお願い申し上げます。</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
4番 山石 恭助 [一問一答方式]	実証実験を行っている乗り合いタクシーについて	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本年8月から実証実験を行っている乗り合いタクシーの実施状況についてお聞きします。</li><li>2 利用者が低調であるが、その問題点と解決策をどのように考えておられますか。</li><li>3 これからますます高齢化が進展します。将来の町の公共交通網をどのように考えておられますか。</li></ol>

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、裏面のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂本 浩

告示第75号

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定に係る専決処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月28日専決処分

松野町長 坂 本 浩

- 1 損害賠償の相手方 国
- 2 損害賠償の要旨 町は、損害賠償金22,000円を支払うものとする。
- 3 事案の概要 令和5年9月末日までに申告すべき、令和4年度分の消費税及び地方消費税の納付について、宇和島税務署から申告手続きに不備があり申告が出来ていない旨の指摘を受け、直ちに10月12日に申告手続きをしたが、期限を超過しているため国税通則法（昭和37年法律第66号）第66条第6項の規定に基づき無申告加算税を支払うよう請求されたものである。

承認第7号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、裏面のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和5年11月24日専決処分 令和5年度松野町一般会計補正予算（第4号）

総第471号

専 決 処 分 書

令和5年度松野町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月24日専決処分

松野町長 坂 本 浩

# 令和5年度松野町一般会計補正予算（第4号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

令和5年度松野町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度松野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,083,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月24日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町一般会計予算に関する説明書  
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2, 1 3 4, 0 0 6	8, 0 0 0	2, 1 4 2, 0 0 6
	1. 地方交付税	2, 1 3 4, 0 0 6	8, 0 0 0	2, 1 4 2, 0 0 6
歳 入 合 計		4, 0 7 5, 8 2 1	8, 0 0 0	4, 0 8 3, 8 2 1

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		362,634	8,000	370,634
	1. 農業費	277,525	8,000	285,525
歳出合計		4,075,821	8,000	4,083,821

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2,134,006	8,000	2,142,006
歳入合計	4,075,821	8,000	4,083,821

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 農林水産業費	362,634	8,000	370,634				8,000
歳 出 合 計	4,075,821	8,000	4,083,821				8,000

2. 歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,134,006	8,000	2,142,006	1. 地方交付税	8,000	・普通交付税 8,000
計	2,134,006	8,000	2,142,006			
10 款合計	2,134,006	8,000	2,142,006			

歳入合計	4,075,821	8,000	4,083,821			
------	-----------	-------	-----------	--	--	--

## 3. 歳 出

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 農地費	13,062	8,000	21,062				8,000	14. 工事請負費	8,000	・ 工事請負費 8,000
計	277,525	8,000	285,525				8,000			
6 款合計	362,634	8,000	370,634				8,000			
歳出合計	4,075,821	8,000	4,083,821				8,000			

議案第42号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項で準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

# 総合整備計画書

愛媛県松野町 上家地・葛川辺地  
(辺地の人口68人、面積10.08km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大字上家地・大字吉野（葛川）
- (2) 地域の中心の位置 大字吉野（葛川）
- (3) 辺地度点数 138点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢

当該辺地は、町の南東部に位置し、町の中心から離れること10km余り、高知県との県境山間地帯に住居が点在するへき地である。

地域内は公共施設が乏しく、他地域との連絡道路の整備が遅れ、また、近年では、劣化による生活道の舗装や橋梁の修繕が必要になるなど、不便な生活環境となっており、人口も減少傾向で推移しているため、地域の崩壊を防止する対策が急務となっている。

### (2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

ア 道路（町道上家地線、町道須山黒ヶ谷線、町道黒ヶ谷面谷線、町道葛川富岡線、町道池ノ谷峠線）

本路線は、幅員些少・路肩軟弱であることから、通行が不便で交通の安全や大型車・緊急車両等の通行に支障をきたしており、また、改良済の区間においても、点検の結果、劣化による舗装の修繕が必要となっている。

このため、本路線を整備・修繕することにより、地元住民の利便性と安全性の向上を図る。

イ 橋梁（葛川橋、駄馬橋）

本橋梁は、点検の結果、劣化により修繕が必要となっている。

このため、本橋梁を修繕することにより、地元住民に対して安全で安心な道路サービスを提供するとともに、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
事業主体名			特定財源	一般財源	
施設名					
道路	松野町	117,965	0	117,965	117,700
橋梁	松野町	32,000	19,617	12,383	10,800
合 計		149,965	19,617	130,348	128,500

# 総合整備計画書

愛媛県松野町 上家地・葛川辺地  
(辺地の人口68人、面積10.08km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 大字上家地・大字吉野（葛川） |
| (2) 地域の中心の位置       | 大字吉野（葛川）       |
| (3) 辺地度点数          | 138点           |

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

### (1) 辺地の地勢

当該辺地は、町の南東部に位置し、町の中心から離れること10km余り、高知県との県境山間地帯に住居が点在するへき地である。

地域内は公共施設が乏しく、他地域との連絡道路の整備が遅れ、また、近年では、劣化による生活道の舗装や橋梁の修繕が必要になるなど、不便な生活環境となっており、人口も減少傾向で推移しているため、地域の崩壊を防止する対策が急務となっている。

### (2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

ア 道路（町道上家地線、町道須山黒ヶ谷線、町道黒ヶ谷面谷線、町道葛川富岡線、町道池ノ谷峠線）

本路線は、幅員些少・路肩軟弱であることから、通行が不便で交通の安全や大型車・緊急車両等の通行に支障をきたしており、また、改良済の区間においても、点検の結果、劣化による舗装の修繕が必要となっている。

このため、本路線を整備・修繕することにより、地元住民の利便性と安全性の向上を図る。

イ 橋梁（葛川橋、葛川沈下橋、駄馬橋）

本橋梁は、点検の結果、劣化により修繕が必要となっている。

このため、本橋梁を修繕することにより、地元住民に対して安全で安心な道路サービスを提供するとともに、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
事業主体名			特定財源	一般財源	
施設名					
道路	松野町	117,965	0	117,965	117,700
橋梁	松野町	42,000	26,162	15,838	14,200
合 計		159,965	26,162	133,803	131,900

議案第43号

松野町国民健康保険税条例の一部改正について

松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令がそれぞれ公布されたことに伴い、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援の観点から、出産予定又は出産した国民健康保険加入者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を減額するもの。

## 松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松野町国民健康保険税条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう

ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の松野町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第44号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和5年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

## 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第45号

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和5年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第18条第2項第1号中「の合計額」を削り、「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	163,023	209,185	242,273	273,148	297,083	324,941
	2	164,130	210,895	243,781	274,757	299,195	327,154
	3	165,337	212,604	245,189	276,265	301,207	329,366
	4	166,443	214,113	246,597	277,874	303,117	331,378
	5	167,549	215,622	247,804	279,383	304,928	333,389
	6	168,655	217,432	249,413	281,093	306,738	335,400
	7	169,762	219,142	250,922	282,903	308,347	337,311
	8	170,868	220,851	252,330	284,713	309,956	339,222
	9	171,874	222,360	253,436	286,423	311,565	341,133
	10	173,282	223,868	254,844	288,334	313,778	343,144
	11	174,589	225,377	256,352	290,144	315,990	345,156
	12	175,896	226,885	257,660	291,954	318,002	347,167
	13	177,103	228,092	258,967	293,764	320,013	348,977
	14	178,612	229,500	260,174	295,374	322,025	350,989
	15	180,120	230,908	261,381	296,782	323,935	352,900
	16	181,729	232,316	262,588	298,190	325,846	354,810
	17	182,836	233,724	263,795	299,698	327,757	356,520
	18	184,244	235,333	265,102	301,710	329,769	358,532
	19	185,652	236,842	266,409	303,721	331,679	360,342
20	187,060	238,250	267,717	305,531	333,590	362,253	

21	188,367	239,457	269,125	307,241	335,300	364,163
22	190,680	241,066	270,633	309,152	337,311	366,074
23	192,893	242,574	272,242	311,063	339,323	367,985
24	195,105	243,982	273,751	312,873	341,234	369,896
25	197,318	244,988	275,360	314,582	342,641	371,807
26	199,028	246,497	277,070	316,594	344,552	373,718
27	200,536	247,804	278,679	318,605	346,463	375,628
28	202,045	249,011	280,288	320,516	348,374	377,539
29	203,553	250,117	281,897	322,226	349,983	379,048
30	204,961	251,123	283,406	324,237	351,894	380,858
31	206,369	252,028	284,914	326,249	353,704	382,668
32	207,777	252,933	286,423	328,260	355,514	384,277
33	209,185	253,838	287,529	329,467	357,325	385,987
34	210,493	254,743	289,138	331,478	359,135	387,395
35	211,800	255,548	290,647	333,389	360,845	388,803
36	213,107	256,352	292,155	335,400	362,554	390,211
37	214,415	257,056	293,563	337,311	363,962	391,619
38	215,622	258,163	295,172	339,222	365,270	392,826
39	216,828	259,370	296,782	341,133	366,577	394,033
40	217,935	260,476	298,391	343,044	367,985	395,038
41	219,041	261,683	299,899	344,854	369,091	396,145
42	220,147	262,889	301,508	346,765	369,997	397,352
43	221,153	263,996	303,017	348,575	371,002	398,458
44	222,159	265,102	304,525	350,385	372,109	399,564
45	223,064	266,208	306,135	351,894	372,913	400,268
46	223,969	267,315	307,744	353,302	373,818	400,972
47	224,874	268,421	309,353	354,710	374,723	401,676
48	225,779	269,427	310,861	356,218	375,528	402,380
49	226,684	270,432	311,767	357,727	376,332	402,983
50	227,589	271,438	313,275	358,532	377,137	403,587
51	228,495	272,444	314,784	359,537	377,942	404,090
52	229,400	273,349	316,393	360,543	378,646	404,492
53	230,204	274,254	318,002	361,448	379,350	404,894
54	231,109	275,159	319,611	362,554	380,054	405,196
55	232,014	276,064	321,120	363,459	380,758	405,498
56	232,819	276,969	322,628	364,465	381,462	405,799
57	233,121	277,874	324,036	365,370	381,964	406,101
58	233,925	278,780	325,243	366,074	382,568	406,403
59	234,629	279,685	326,349	366,778	383,171	406,705
60	235,233	280,590	327,455	367,382	383,875	407,006
61	235,836	281,596	328,159	367,784	384,277	407,308
62	236,540	282,601	329,065	368,387	384,981	407,610
63	237,144	283,506	329,869	369,091	385,585	407,911
64	237,646	284,411	330,674	369,795	386,188	408,213

65	238, 149	284, 914	331, 478	370, 097	386, 591	408, 515
66	238, 652	285, 618	331, 881	370, 801	387, 194	408, 817
67	239, 155	286, 322	332, 484	371, 505	387, 797	409, 118
68	239, 758	287, 227	333, 188	372, 109	388, 401	409, 420
69	240, 261	288, 233	333, 992	372, 410	388, 803	409, 621
70	240, 764	289, 038	334, 696	373, 014	389, 306	409, 923
71	241, 267	289, 842	335, 400	373, 718	389, 809	410, 225
72	241, 770	290, 647	336, 004	374, 321	390, 412	410, 426
73	242, 273	291, 351	336, 507	374, 623	390, 714	410, 627
74	242, 775	291, 854	337, 110	375, 226	391, 116	410, 929
75	243, 178	292, 256	337, 613	375, 930	391, 519	411, 230
76	243, 681	292, 658	338, 216	376, 534	391, 921	411, 431
77	244, 183	292, 859	338, 518	376, 936	392, 223	411, 633
78	244, 686	293, 161	339, 021	377, 439	392, 524	411, 934
79	245, 189	293, 362	339, 423	378, 042	392, 826	412, 236
80	245, 692	293, 664	339, 826	378, 545	393, 027	412, 437
81	246, 094	293, 865	340, 228	379, 048	393, 228	412, 638
82	246, 597	294, 066	340, 731	379, 651	393, 530	412, 940
83	246, 999	294, 368	341, 234	380, 154	393, 832	413, 242
84	247, 402	294, 569	341, 736	380, 456	394, 033	413, 443
85	247, 804	294, 871	342, 038	380, 858	394, 234	413, 644
86	248, 206	295, 172	342, 440	381, 361	394, 536	
87	248, 609	295, 474	342, 943	381, 763	394, 837	
88	249, 011	295, 776	343, 345	382, 166	395, 038	
89	249, 413	296, 078	343, 647	382, 568	395, 240	
90	249, 916	296, 480	344, 049	383, 071	395, 541	
91	250, 218	296, 782	344, 552	383, 473	395, 843	
92	250, 519	297, 184	344, 955	383, 875	396, 044	
93	250, 821	297, 385	345, 156	384, 177	396, 245	
94		297, 586	345, 558	384, 680		
95		297, 888	346, 061	385, 082		
96		298, 290	346, 463	385, 484		
97		298, 491	346, 664	385, 786		
98		298, 793	347, 067	386, 289		
99		299, 195	347, 469	386, 691		
100		299, 598	347, 771	387, 093		
101		299, 799	348, 072	387, 395		
102		300, 100	348, 475			
103		300, 503	348, 877			
104		300, 804	349, 279			
105		301, 006	349, 782			
106		301, 307	350, 184			
107		301, 710	350, 587			
108		302, 011	350, 989			

	109		302,212	351,492			
	110		302,615	351,894			
	111		303,017	352,196			
	112		303,319	352,497			
	113		303,520	353,000			
	114		303,721				
	115		304,023				
	116		304,425				
	117		304,626				
	118		304,827				
	119		305,129				
	120		305,431				
	121		305,833				
	122		306,034				
	123		306,336				
	124		306,637				
	125		306,939				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 189,775	円 217,432	円 257,660	円 277,170	円 292,356	円 318,002

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職 の 区 分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
定 年 再 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員		円		円		円		円		円
	1	524,254	55	638,940	109	767,315	163	897,909	217	1,027,197
	2	526,490	56	639,937	110	769,854	164	900,413	218	1,029,702
	3	528,862	57	641,884	111	771,542	165	902,929	219	1,032,195
	4	531,284	58	644,443	112	774,069	166	905,435	220	1,034,709
	5	533,218	59	646,678	113	776,613	167	907,950	221	1,036,153
	6	535,299	60	649,229	114	779,140	168	910,365	222	1,038,655
	7	537,449	61	651,733	115	781,676	169	912,880	223	1,041,157
	8	539,927	62	654,282	116	784,131	170	914,462	224	1,043,657
	9	541,955	63	656,511	117	786,666	171	916,972	225	1,046,148
	10	544,410	64	659,066	118	789,201	172	919,483	226	1,048,652
	11	546,747	65	661,620	119	791,728	173	921,987	227	1,051,153
	12	548,827	66	663,178	120	794,262	174	924,499	228	1,053,642
	13	550,312	67	665,727	121	795,918	175	926,917	229	1,056,145
	14	552,773	68	668,269	122	798,449	176	929,419	230	1,058,645
	15	554,740	69	670,558	123	800,981	177	931,928	231	1,060,070
16	556,521	70	673,039	124	803,513	178	934,440	232	1,062,558	

	17	558,883	71	675,326	125	806,034	179	936,942	233	1,065,057
	18	560,933	72	677,726	126	808,575	180	939,452	234	1,067,556
	19	562,736	73	680,235	127	811,024	181	941,011	235	1,070,044
	20	564,664	74	682,636	128	813,545	182	943,425	236	1,072,543
	21	567,037	75	685,144	129	816,077	183	945,932	237	1,075,039
	22	569,503	76	687,717	130	817,785	184	948,440	238	1,077,539
	23	571,792	77	690,268	131	820,313	185	950,936	239	1,080,026
	24	574,087	78	692,814	132	822,840	186	953,445	240	1,082,525
	25	576,552	79	695,365	133	825,285	187	955,951	241	1,083,920
	26	578,716	80	697,552	134	827,812	188	958,457	242	1,086,417
	27	581,223	81	699,815	135	830,331	189	960,869	243	1,088,912
	28	583,282	82	702,355	136	832,858	190	963,365	244	1,091,406
	29	585,046	83	704,904	137	835,385	191	964,895	245	1,093,892
	30	587,264	84	707,443	138	837,912	192	967,398	246	1,096,389
	31	589,103	85	709,708	139	840,440	193	969,901	247	1,098,883
	32	590,873	86	712,246	140	842,025	194	972,407	248	1,101,378
	33	593,135	87	714,793	141	844,547	195	974,911	249	1,103,862
	34	595,646	88	717,332	142	847,072	196	977,305	250	1,106,359
	35	598,225	89	719,583	143	849,597	197	979,818		
	36	600,585	90	722,134	144	852,120	198	982,312		
	37	602,962	91	724,021	145	854,642	199	984,814		
	38	605,336	92	726,281	146	857,164	200	986,823		
	39	607,270	93	728,821	147	859,603	201	988,334		
	40	609,777	94	731,207	148	862,124	202	990,842		
	41	612,060	95	733,011	149	864,648	203	993,351		
	42	614,247	96	735,482	150	867,161	204	995,858		
	43	615,495	97	738,020	151	868,809	205	998,257		
	44	617,109	98	740,298	152	871,327	206	1,000,766		
	45	619,449	99	742,833	153	873,848	207	1,003,274		
	46	621,969	100	744,634	154	876,279	208	1,005,780		
	47	623,950	101	747,097	155	878,636	209	1,008,289		
	48	625,746	102	749,639	156	880,993	210	1,010,797		
	49	627,602	103	752,171	157	883,349	211	1,012,278		
	50	629,143	104	754,703	158	885,706	212	1,014,681		
	51	631,065	105	757,243	159	888,062	213	1,017,178		
	52	633,050	106	759,707	160	890,418	214	1,019,693		
	53	635,034	107	762,238	161	892,886	215	1,022,185		
	54	636,962	108	764,776	162	895,393	216	1,024,690		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員										基準給料 月額 円 768,541

第2条 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」」を「「100分の122.5」」に、「「100分の67.5」」を「「100分の68.75」」に改め、「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を削る。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第46号

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和5年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与との均衡を踏まえ、一部改正を行うもの。

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に改める。

第14条第1項中「、「100分の127.5」と」を「「100分の127.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と」に改める。

第23条第1項中「「100分の127.5」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の132.5」」を加える。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第31条 この条例において準用する給与条例（第9条において準用する給与条例第10条の規定に基づく条例を含む。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は前項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
	円
1	163,023
2	164,130
3	165,337
4	166,443
5	167,549
6	168,655
7	169,762
8	170,868

9	171,874
10	173,282
11	174,589
12	175,896
13	177,103
14	178,612
15	180,120
16	181,729
17	182,836
18	184,244
19	185,652
20	187,060
21	188,367
22	190,680
23	192,893
24	195,105
25	197,318
26	199,028
27	200,536
28	202,045
29	203,553
30	204,961
31	206,369
32	207,777
33	209,185
34	210,493
35	211,800
36	213,107
37	214,415
38	215,622
39	216,828
40	217,935
41	219,041
42	220,147
43	221,153
44	222,159
45	223,064
46	223,969
47	224,874
48	225,779
49	226,684
50	227,589
51	228,495
52	229,400

53	230, 204
54	231, 109
55	232, 014
56	232, 819
57	233, 121
58	233, 925
59	234, 629
60	235, 233
61	235, 836
62	236, 540
63	237, 144
64	237, 646
65	238, 149
66	238, 652
67	239, 155
68	239, 758
69	240, 261
70	240, 764
71	241, 267
72	241, 770
73	242, 273
74	242, 775
75	243, 178
76	243, 681
77	244, 183
78	244, 686
79	245, 189
80	245, 692
81	246, 094
82	246, 597
83	246, 999
84	247, 402
85	247, 804
86	248, 206
87	248, 609
88	249, 011
89	249, 413
90	249, 916
91	250, 218
92	250, 519
93	250, 821

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第47号

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和5年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

## 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の165」を「100分の175」を改める。

第2条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町議会議員に対する期末手当支給条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町議会議員に対する期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第48号

愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

## 愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合同規約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の構成団体の欄中「大洲市」を削る。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第49号

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、次のとおり定めるものとする。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

## 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

令和5年度松野町一般会計補正予算（第5号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第50号

令和5年度松野町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度松野町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,213,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町一般会計予算に関する説明書  
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2, 142, 006	26, 387	2, 168, 393
	1. 地方交付税	2, 142, 006	26, 387	2, 168, 393
14. 国庫支出金		308, 785	100, 803	409, 588
	2. 国庫補助金	172, 578	100, 803	273, 381
15. 県支出金		266, 687	274	266, 961
	2. 県補助金	166, 000	274	166, 274
17. 寄附金		11, 031	200	11, 231
	1. 寄附金	11, 031	200	11, 231
21. 町債		637, 927	2, 000	639, 927
	1. 町債	637, 927	2, 000	639, 927
歳入合計		4, 083, 821	129, 664	4, 213, 485

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		40,208	376	40,584
	1. 議会費	40,208	376	40,584
2. 総務費		844,722	18,597	863,319
	1. 総務管理費	797,597	3,981	801,578
	2. 徴税費	23,445	1,329	24,774
	3. 戸籍住民基本台帳費	15,618	13,069	28,687
	4. 選挙費	7,009	218	7,227
3. 民生費		873,535	73,589	947,124
	1. 社会福祉費	688,615	76,662	765,277
	2. 児童福祉費	184,909	△3,073	181,836
4. 衛生費		233,330	5,412	238,742
	1. 保健衛生費	207,080	4,613	211,693
	2. 清掃費	26,250	799	27,049
6. 農林水産業費		370,634	973	371,607
	1. 農業費	285,525	625	286,150
	2. 林業費	84,097	348	84,445
7. 商工費		247,028	20,991	268,019

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 商工費	247,028	20,991	268,019
8. 土木費		412,021	1,072	413,093
	1. 土木管理費	9,683	106	9,789
	2. 道路橋梁費	229,699	927	230,626
	4. 住宅費	34,465	39	34,504
9. 消防費		89,738	2,049	91,787
	1. 消防費	89,738	2,049	91,787
10. 教育費		417,607	6,605	424,212
	1. 教育総務費	97,537	665	98,202
	2. 小学校費	70,105	372	70,477
	3. 中学校費	25,178	186	25,364
	4. 社会教育費	178,850	5,356	184,206
	5. 保健体育費	45,937	26	45,963
歳出合計		4,083,821	129,664	4,213,485

令和 5年度  
変更

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	104,600	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利 率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。	106,600	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利 率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2,142,006	26,387	2,168,393
14. 国庫支出金	308,785	100,803	409,588
15. 県支出金	266,687	274	266,961
17. 寄附金	11,031	200	11,231
21. 町債	637,927	2,000	639,927
歳入合計	4,083,821	129,664	4,213,485

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	40,208	376	40,584				376
2. 総務費	844,722	18,597	863,319	12,961			5,636
3. 民生費	873,535	73,589	947,124	66,974			6,615
4. 衛生費	233,330	5,412	238,742	887			4,525
6. 農林水産業費	370,634	973	371,607				973
7. 商工費	247,028	20,991	268,019	20,255			736
8. 土木費	412,021	1,072	413,093				1,072
9. 消防費	89,738	2,049	91,787		2,000		49
10. 教育費	417,607	6,605	424,212			200	6,405
歳出合計	4,083,821	129,664	4,213,485	101,077	2,000	200	26,387

## 2. 歳入

## 10 款 地方交付税

## 1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,142,006	26,387	2,168,393	1. 地方交付税	26,387	・ 普通交付税 26,387
計	2,142,006	26,387	2,168,393			
10 款合計	2,142,006	26,387	2,168,393			

## 14 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	42,088	33,216	75,304	3. 戸籍住民基本台帳費補助金	12,961	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	12,961
				4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,255	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,255
2. 民生費国庫補助金	36,641	66,974	103,615	2. 障害者福祉費補助金	510	・ 障害者総合支援事業費補助金	510
				5. 社会福祉総務費補助金	66,464	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金	64,400 2,064
3. 衛生費国庫補助金	14,742	613	15,355	2. 環境衛生費補助金	613	・ 循環型社会形成推進交付金	613
計	172,578	100,803	273,381				
14 款合計	308,785	100,803	409,588				

## 15 款 県支出金

## 2 項 県補助金

3. 衛生費県補助金	3,427	274	3,701	2. 環境衛生費補助金	274	・ 浄化槽整備事業費補助金	274
------------	-------	-----	-------	-------------	-----	---------------	-----

## 15 款 県支出金

## 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
計	166,000	274	166,274			
15 款合計	266,687	274	266,961			

## 17 款 寄附金

## 1 項 寄附金

3. 教育費寄附金	0	200	200	1. 小学校教育振興費寄附金	200	・ 小学校教育振興費寄附金	200
計	11,031	200	11,231				
17 款合計	11,031	200	11,231				

## 21 款 町債

## 1 項 町債

4. 緊急防災・減災事業債	104,600	2,000	106,600	1. 緊急防災・減災事業債	2,000	・ 緊急防災・減災事業債	2,000
計	637,927	2,000	639,927				
21 款合計	637,927	2,000	639,927				

歳入合計	4,083,821	129,664	4,213,485				
------	-----------	---------	-----------	--	--	--	--

3. 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	40,208	376	40,584				376	2. 給料	163	・ 一般職給 17 ・ 会計年度任用職員給 146
								3. 職員手当等	67	・ 一般職期末手当 27 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 40
								10. 需用費	146	・ 印刷製本費 146
計	40,208	376	40,584				376			
1 款合計	40,208	376	40,584				376			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	323,100	2,774	325,874				2,774	1. 報酬	755	・ 会計年度任用職員報酬 755
								2. 給料	900	・ 一般職給 900
								3. 職員手当等	1,104	・ 時間外勤務手当 296 ・ 一般職期末手当 560 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 248
								4. 共済費	15	・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 15
2. 文書広報費	1,740	429	2,169				429	10. 需用費	154	・ 印刷製本費 154
								13. 使用料及び賃借料	275	・ 自治体広報情報提供サービス使用料 275

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 企画費	251,052	31	251,083				31	4. 共済費	31	・ 社会保険料 14 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 17
10. コミュニティセンター費	4,716	503	5,219				503	10. 需用費	503	・ 燃料費 503
15. コミュニティバス運行費	16,823	244	17,067				244	10. 需用費	244	・ 燃料費 244
計	797,597	3,981	801,578				3,981			

## 2 款 総務費

## 2 項 徴税費

1. 税務総務費	15,995	292	16,287				292	2. 給料	106	・ 一般職給 106
								3. 職員手当等	186	・ 勤勉手当 22 ・ 住居手当 69 ・ 一般職期末手当 55 ・ 一般職通勤手当 40
2. 賦課徴収費	7,450	1,037	8,487				1,037	12. 委託料	1,037	・ 住民税システム改造委託料 1,037
計	23,445	1,329	24,774				1,329			

## 2 款 総務費

## 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	15,618	13,069	28,687	12,961			108	2. 給料	63	・ 一般職給	63
								3. 職員手当等	39	・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	14 25
								4. 共済費	5	・ 一般職員共済組合負担金	5
								12. 委託料	12,962	・ 戸籍総合システム改造委託料 ・ 住民基本台帳システム改造委託料	10,175 2,787
計	15,618	13,069	28,687	12,961			108				

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	3,788	218	4,006				218	2. 給料	146	・ 一般職給	146
								3. 職員手当等	57	・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	19 38
								4. 共済費	15	・ 一般職員共済組合負担金	15
計	7,009	218	7,227				218				
2 款合計	844,722	18,597	863,319	12,961			5,636				

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	145,442	70,424	215,866	66,464			3,960	2. 給料	177	・ 一般職給	177
								3. 職員手当等	259	・ 時間外勤務手当	125

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費								3. 職員手当等		・ 勤勉手当 49 ・ 一般職期末手当 85
								4. 共済費	21	・ 一般職員共済組合負担金 21
								10. 需用費	44	・ 消耗品費 44
								11. 役務費	410	・ 通信運搬費 303 ・ 口座振込手数料 107
								12. 委託料	1,485	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム構築委託料 1,485
								18. 負担金、補助及び交付金	67,900	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 67,900
								27. 繰出金	128	・ 国民健康保険特別会計繰出金 128
2. 国民年金事務費	5,150	83	5,233				83	2. 給料	58	・ 一般職給 58
								3. 職員手当等	25	・ 一般職期末手当 25
3. 老人福祉費	215,518	4,483	220,001				4,483	2. 給料	173	・ 一般職給 173
								3. 職員手当等	148	・ 扶養手当 7 ・ 勤勉手当 45 ・ 一般職期末手当 96
								4. 共済費	10	・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 10

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 老人福祉費							27. 繰出金	4,152	・介護保険特別会計繰出金	4,152
4. 障害者福祉費	199,462	1,136	200,598	510		626	12. 委託料	1,136	・障害福祉システム改造委託料	1,136
5. 人権・同和対策費	10,929	40	10,969			40	2. 給料	16	・一般職給	16
							3. 職員手当等	24	・一般職期末手当	24
6. 隣保館費	19,072	496	19,568			496	1. 報酬	110	・会計年度任用職員報酬	110
							2. 給料	292	・会計年度任用職員給	292
							3. 職員手当等	79	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	79
							4. 共済費	15	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	15
計	688,615	76,662	765,277	66,974		9,688				

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	62,673	38	62,711				38	2. 給料	16	・一般職給	16
								3. 職員手当等	22	・一般職期末手当	22
3. 保育所費	116,569	△3,111	113,458				△3,111	1. 報酬	266	・会計年度任用職員報酬	266
								2. 給料	△3,200	・一般職給 ・会計年度任用職員給	△300 △2,900

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 保育所費							3. 職員手当等	△177	・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	△200 23
計	184,909	△3,073	181,836			△3,073				
3 款合計	873,535	73,589	947,124	66,974		6,615				

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

1. 保健衛生費	165,063	2,528	167,591				2,528	1. 報酬	141	・ 会計年度任用職員報酬	141
								2. 給料	1,536	・ 一般職給 ・ 会計年度任用職員給	139 1,397
								3. 職員手当等	356	・ 扶養手当 ・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・ 一般職通勤手当 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当	23 89 93 30 17 12 92
								4. 共済費	197	・ 社会保険料 ・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	120 68 9

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生費								22. 償還金、利子及び割引料	298	・母子保健衛生費国庫補助金返還金	298
3. 環境衛生費	37,639	2,085	39,724	887			1,198	2. 給料	125	・一般職給	125
								3. 職員手当等	88	・勤勉手当 ・一般職期末手当	29 59
								4. 共済費	34	・一般職員共済組合負担金	34
								18. 負担金、補助及び交付金	1,838	・小型合併処理浄化槽設置費補助金	1,838
計	207,080	4,613	211,693	887			3,726				

## 4 款 衛生費

## 2 項 清掃費

1. 塵芥処理費	26,250	799	27,049				799	2. 給料	604	・会計年度任用職員給	604
								3. 職員手当等	178	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	178
								4. 共済費	17	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	17
計	26,250	799	27,049				799				
4 款合計	233,330	5,412	238,742	887			4,525				

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	11,473	261	11,734				261	1. 報酬	128	・ 会計年度任用職員報酬	128
								2. 給料	74	・ 一般職給	74
								3. 職員手当等	49	・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当	6 27 16
								4. 共済費	10	・ 一般職員共済組合負担金 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	2 8
2. 農業総務費	27,918	139	28,057				139	2. 給料	64	・ 一般職給	64
								3. 職員手当等	65	・ 扶養手当 ・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	△30 23 72
								4. 共済費	10	・ 一般職員共済組合負担金	10
3. 農業振興費	36,699	174	36,873				174	2. 給料	133	・ 会計年度任用職員給	133
								3. 職員手当等	38	・ フルタイム会計年度任用職員期末手当	38
								4. 共済費	3	・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	3
4. 担い手育成対策費	112,435	51	112,486				51	4. 共済費	51	・ 社会保険料 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	2 49

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	285,525	625	286,150				625			

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

1. 林業総務費	22,504	348	22,852				348	2. 給料	180	・ 一般職給	180
								3. 職員手当等	108	・ 勤勉手当 ・ 一般職期末手当	32 76
								4. 共済費	60	・ 一般職員共済組合負担金	60
計	84,097	348	84,445				348				
6 款合計	370,634	973	371,607				973				

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

2. 商工振興費	40,687	20,909	61,596	20,255			654	10. 需用費	100	・ 消耗品費 ・ 印刷製本費	50 50
								11. 役務費	884	・ 通信運搬費	884
								12. 委託料	330	・ 郵送封入業務委託料	330
								18. 負担金、補助及び交付金	19,595	・ 森の国松野町地域応援商品券配布事業補助金	19,595
3. 観光費	192,235	82	192,317				82	4. 共済費	82	・ 社会保険料	30

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 観光費								4. 共済費	・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	52
計	247,028	20,991	268,019	20,255			736			
7 款合計	247,028	20,991	268,019	20,255			736			

## 8 款 土木費

## 1 項 土木管理費

1. 土木総務費	9,683	106	9,789				106	2. 給料	47	・一般職給	47
								3. 職員手当等	28	・一般職期末手当	28
								4. 共済費	31	・一般職員共済組合負担金	31
計	9,683	106	9,789				106				

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

2. 道路維持費	59,654	868	60,522				868	2. 給料	598	・一般職給 ・会計年度任用職員給	146 452
								3. 職員手当等	191	・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当	27 164
								4. 共済費	79	・一般職員共済組合負担金 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	69 10

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 道路新設改良費	169,860	59	169,919				59	2. 給料	22	・ 一般職給	22
								3. 職員手当等	23	・ 一般職期末手当	23
								4. 共済費	14	・ 一般職員共済組合負担金	14
計	229,699	927	230,626				927				

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

1. 住宅管理費	34,465	39	34,504				39	3. 職員手当等	27	・ 勤勉手当	8
										・ 一般職期末手当	21
										・ 一般職通勤手当	△2
								4. 共済費	12	・ 一般職員共済組合負担金	12
計	34,465	39	34,504				39				
8 款合計	412,021	1,072	413,093				1,072				

## 9 款 消防費

## 1 項 消防費

2. 消防施設費	61,409	2,049	63,458		2,000		49	14. 工事請負費	2,049	・ 工事請負費	2,049
計	89,738	2,049	91,787		2,000		49				
9 款合計	89,738	2,049	91,787		2,000		49				

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	96,475	665	97,140			200	465	2. 給料	291	・一般職給 145 ・会計年度任用職員給 146
								3. 職員手当等	138	・扶養手当 △52 ・勤勉手当 21 ・一般職期末手当 129 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 40
								4. 共済費	26	・一般職員共済組合負担金 26
								17. 備品購入費	210	・庁用器具費 210
計	97,537	665	98,202			200	465			

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

1. 学校管理費	62,772	372	63,144				372	2. 給料	292	・会計年度任用職員給 292
								3. 職員手当等	80	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 80
計	70,105	372	70,477				372			

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

1. 学校管理費	17,932	186	18,118				186	2. 給料	146	・会計年度任用職員給 146
								3. 職員手当等	40	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 40
計	25,178	186	25,364				186			

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会教育総務費	9,092	184	9,276				184	1. 報酬	9	・会計年度任用職員報酬	9
								2. 給料	61	・一般職給	61
								3. 職員手当等	34	・勤勉手当 ・一般職期末手当	11 23
								4. 共済費	80	・一般職員共済組合負担金	80
2. 公民館費	85,067	2,275	87,342				2,275	2. 給料	218	・一般職給 ・会計年度任用職員給	72 146
								3. 職員手当等	39	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	39
								4. 共済費	8	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	8
								11. 役務費	11	・廃棄物処理手数料	11
								17. 備品購入費	1,999	・施設用備品購入費	1,999
6. 文化振興費	68,594	2,897	71,491				2,897	2. 給料	78	・一般職給	78
								3. 職員手当等	3	・勤勉手当 ・一般職期末手当	△50 53
								14. 工事請負費	2,816	・工事請負費	2,816
計	178,850	5,356	184,206				5,356				

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 学校給食費	31,050	26	31,076				26	2. 給料	△300	・会計年度任用職員給	△300
								3. 職員手当等	26	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	26
								10. 需用費	300	・修繕料	300
計	45,937	26	45,963				26				
10 款合計	417,607	6,605	424,212			200	6,405				
歳出合計	4,083,821	129,664	4,213,485	101,077	2,000	200	26,387				

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		20,625	(3.4) 6,721	27,346	5,705	33,051	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.4) 4,600	19,144	4,365	23,509	
	その他		27,881			27,881		27,881	
	計	10	42,425	20,625	11,321	74,371	10,070	84,441	
補 正 前	長 等	3		20,625	(3.3) 6,523	27,148	5,705	32,853	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.3) 4,600	19,144	4,365	23,509	
	その他		27,881			27,881		27,881	
	計	10	42,425	20,625	11,123	74,173	10,070	84,243	
比 較	長 等	0	0	0	(0.1) 198	198	0	198	
	議 員	0	0	0	(0.1) 0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	198	198	0	198	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 41 ) 104	67,605	321,048	168,463	557,116	101,402	658,518	
補正前	( 47 ) 103	66,196	317,969	165,317	549,482	100,742	650,224	
比較	( △ 6 ) 1	1,409	3,079	3,146	7,634	660	8,294	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,485	3,796	13,931	1,083	79,836	41,993	542	8,886	4,092	6,720	50	28	21
	補正前	7,537	3,654	13,510	1,083	77,388	41,875	542	8,886	4,023	6,720	50	28	21
	比較	△ 52	142	421	0	2,448	118	0	0	69	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 70	0	244,144	138,140	382,284	78,643	460,927	
補正前	( ) 70	0	241,619	136,121	377,740	78,264	456,004	
比較	( 0 ) 0	0	2,525	2,019	4,544	379	4,923	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,485	2,853	12,274	1,083	53,013	41,993	542	8,886	4,092	5,820	50	28	21
	補正前	7,537	2,803	11,853	1,083	51,600	41,875	542	8,886	4,023	5,820	50	28	21
	比較	△ 52	50	421	0	1,413	118	0	0	69	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 41 ) 34	67,605	76,904	30,323	174,832	22,759	197,591	
補 正 前	( 47 ) 33	66,196	76,350	29,196	171,742	22,478	194,220	
比 較	( △ 6 ) 1	1,409	554	1,127	3,090	281	3,371	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	943	1,657	0	26,823	0	0	0	0	900	0	0	0
	補正前	0	851	1,657	0	25,788	0	0	0	0	900	0	0	0
	比 較	0	92	0	0	1,035	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	3,079	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	5,182	人勸による給与改定
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,103	育児短時間勤務による減額 △ 300 千円 会計年度任用職員の増減 △ 1,803 千円
職 員 手 当	3,146	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	3,112	期末手当 2,448 千円 勤勉手当 368 千円 時間外勤務手当 296 千円 R5人勸による手当改定 期末手当改定 0.05月分引上げ 勤勉手当改定 0.05月分引上げ
		そ の 他 の 増 減 分	34	人事異動 40 千円 状況変更 27 千円 育児短時間勤務による減額 △ 200 千円 会計年度任用職員の増減 92 千円 その他 75 千円

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職		勞 務 職	
		平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		295,799	323,629	0	0
		41.3	-	-	-
		289,194	315,895	0	0
令 和 5 年 9 月 1 日 現 在		40.2	-	-	-

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校	卒	169,762		166,600	
大 学	卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	10	14.3			
		5 級	10	14.3			
		4 級	0	0.0			
		3 級	15	21.4	3 級	( )	( )
		2 級	9	12.9	2 級	( )	( )
		1 級	26	37.1	1 級	( )	( )
		計	70	100.0	計	0	0.0
令 和 5 年 9 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	10	14.3			
		5 級	10	14.3			
		4 級	0	0.0			
		3 級	15	21.4	3 級	( )	( )
		2 級	9	12.9	2 級	( )	( )
		1 級	26	37.1	1 級	( )	( )
		計	70	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 事務師 保健師 園長	課長補佐 事務師 保健師 園長 上級保健師 上級保健師 上級保健師 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主査 技師 保育士 栄養士 保健師 社会福祉士	主事 技師 保育士 栄養士 保健師 社会福祉士

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	70	70	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				
補正前	職員数 (A) (人)	70	70	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	( 2.200 )	( 2.300 )	( )	( 4.500 )	有	
補正前	( 2.200 )	( 2.200 )	( )	( 4.400 )	有	
国の制度	( 2.200 )	( 2.300 )	( )	( 4.500 )	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第51号

令和5年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		68,343	128	68,471
	1. 他会計繰入金	68,342	128	68,470
8. 繰越金		8,033	19,861	27,894
	1. 繰越金	8,033	19,861	27,894
9. 諸収入		10	3,088	3,098
	3. 雑入	7	3,088	3,095
歳入合計		587,000	23,077	610,077

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		22,144	128	22,272
	1. 総務管理費	13,647	91	13,738
	2. 徴税費	8,337	37	8,374
6. 保健事業費		8,549	23	8,572
	1. 特定健康診査等事業費	7,547	23	7,570
7. 基金積立金		42	19,387	19,429
	1. 基金積立金	42	19,387	19,429
8. 諸支出金		316	3,539	3,855
	2. 償還金及び還付加算金	315	3,539	3,854
歳出合計		587,000	23,077	610,077

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	68,343	128	68,471
8. 繰越金	8,033	19,861	27,894
9. 諸収入	10	3,088	3,098
歳入合計	587,000	23,077	610,077

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	22,144	128	22,272			128	
6. 保健事業費	8,549	23	8,572				23
7. 基金積立金	42	19,387	19,429				19,387
8. 諸支出金	316	3,539	3,855				3,539
歳出合計	587,000	23,077	610,077			128	22,949

## 2. 歳入

## 7 款 繰入金

## 1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	68,342	128	68,470	1. 職員給与費等繰入金	128	・職員給与費等繰入金 128
計	68,342	128	68,470			
7 款合計	68,343	128	68,471			

## 8 款 繰越金

## 1 項 繰越金

1. 繰越金	8,033	19,861	27,894	1. 前年度繰越金	19,861	・前年度繰越金 19,861
計	8,033	19,861	27,894			
8 款合計	8,033	19,861	27,894			

## 9 款 諸収入

## 3 項 雑入

3. 雑入	3	3,088	3,091	1. 雑入	3,088	・過年度普通交付金返還金 3,088
計	7	3,088	3,095			
9 款合計	10	3,088	3,098			

歳入合計	587,000	23,077	610,077			
------	---------	--------	---------	--	--	--

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	13,124	91	13,215			91		2. 給料	50	・ 一般職給	50
								3. 職員手当等	27	・ 一般職期末手当	27
								4. 共済費	14	・ 一般職員共済組合負担金	14
計	13,647	91	13,738			91					

## 1 款 総務費

## 2 項 徴税费

1. 賦課徴収費	8,337	37	8,374			37		2. 給料	15	・ 一般職給	15
								3. 職員手当等	22	・ 一般職期末手当	22
計	8,337	37	8,374			37					
1 款合計	22,144	128	22,272			128					

## 6 款 保健事業費

## 1 項 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	7,547	23	7,570				23	1. 報酬	23	・ 会計年度任用職員報酬	23
計	7,547	23	7,570				23				
6 款合計	8,549	23	8,572				23				

## 7 款 基金積立金

## 1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金積立金	42	19,387	19,429				19,387	24. 積立金	19,387	・ 財政調整基金積立金 19,387
計	42	19,387	19,429				19,387			
7 款合計	42	19,387	19,429				19,387			

## 8 款 諸支出金

## 2 項 償還金及び還付加算金

3. 保険給付費等交付金償還金	1	3,539	3,540				3,539	22. 償還金、利子及び割引料	3,539	・ 保険給付費等交付金返還金 3,539
計	315	3,539	3,854				3,539			
8 款合計	316	3,539	3,855				3,539			

歳出合計	587,000	23,077	610,077			128	22,949			
------	---------	--------	---------	--	--	-----	--------	--	--	--

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補 正 後	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
補 正 前	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 2	307	7,457	4,215	11,979	2,608	14,587	
補正前	( 1 ) 2	284	7,392	4,166	11,842	2,594	14,436	
比較	( 0 ) 0	23	65	49	137	14	151	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	498	0	371	0	1,697	1,373	0	0	276	0	0	0	0
	補正前	498	0	371	0	1,648	1,373	0	0	276	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 2	0	7,457	4,215	11,672	2,608	14,280	
補正前	( ) 2	0	7,392	4,166	11,558	2,594	14,152	
比較	( 0 ) 0	0	65	49	114	14	128	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	498	0	371	0	1,697	1,373	0	0	276	0	0	0	0
	補正前	498	0	371	0	1,648	1,373	0	0	276	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 )	307	0	0	307	0	307	
補正前	( 1 )	284	0	0	284	0	284	
比較	( 0 ) 0	23	0	0	23	0	23	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	65	給与改定に伴う増減分	65	人勸による改定
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	49	制度改正に伴う増減分	49	期末手当 49千円
		その他の増減分	0	

R5人勸による手当改定  
 期末手当改定 0.05月分引上げ  
 勤勉手当改定 0.05月分引上げ

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職 務 職	
		平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		309,755	0
		342,005	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	45.0	-
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在		306,957	0
		339,207	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	43.5	-

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校 卒		169,762		166,600	
大 学 卒		200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	0.0			
		5 級	( )	0.0			
		4 級	( )	0.0			
		3 級	2	100.0	3 級	( )	( )
		2 級	( )	0.0	2 級	( )	( )
		1 級	( )	0.0	1 級	( )	( )
		計	2	100.0	計	0	0.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	( )			
		5 級	( )	0.0			
		4 級	( )	0.0			
		3 級	2	100.0	3 級	( )	( )
		2 級	( )	0.0	2 級	( )	( )
		1 級	( )	0.0	1 級	( )	( )
		計	2	100.0	計	0	0.0



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給昇	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第52号

令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松野町の国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,777千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		217,313	△1,777	215,536
	3. その他の診療収入	13,501	△1,777	11,724
歳入合計		314,000	△1,777	312,223

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		217,515	△1,777	215,738
	1. 施設管理費	216,438	△1,777	214,661
歳出合計		314,000	△1,777	312,223

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	217,313	△1,777	215,536
歳入合計	314,000	△1,777	312,223

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	217,515	△1,777	215,738				△1,777
歳 出 合 計	314,000	△1,777	312,223				△1,777

2. 歳 入

1 款 診療収入

3 項 その他の診療収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 予防接種収入	13,500	△1,777	11,723	1. 現年分	△1,777	・ 予防接種収入 △1,777
計	13,501	△1,777	11,724			
1 款合計	217,313	△1,777	215,536			

歳入合計	314,000	△1,777	312,223			
------	---------	--------	---------	--	--	--

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	216,438	△1,777	214,661				△1,777	1. 報酬	△900	・ 会計年度任用職員報酬 △900
								2. 給料	1,106	・ 一般職給 ・ 会計年度任用職員給 △1,500 2,606
								3. 職員手当等	△1,763	・ 管理職手当 ・ 扶養手当 ・ 時間外勤務手当 ・ 勤勉手当 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △376 60 △1,000 △700 392 △150 11
								4. 共済費	△220	・ 社会保険料 ・ 一般職員共済組合負担金 280 △500
計	216,438	△1,777	214,661				△1,777			
1 款合計	217,515	△1,777	215,738				△1,777			
歳出合計	314,000	△1,777	312,223				△1,777			

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他				0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	
補正前	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他				0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 6 ) 24	9,000	78,074	54,725	141,799	24,274	166,073	
補正前	( 6 ) 23	9,900	76,968	56,488	143,356	24,774	168,130	
比較	( 0 ) 1	△ 900	1,106	△ 1,763	△ 1,557	△ 500	△ 2,057	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間休日 待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術 手当 (千円)
	補正後	1,836	709	1,051	7,350	18,575	10,120	5,040	2,170	0	674	7,200
	補正前	1,776	698	2,051	7,350	18,333	10,820	5,040	2,546	0	674	7,200
	比較	60	11	△ 1,000	0	242	△ 700	0	△ 376	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 15	0	59,312	48,050	107,362	19,568	126,930	
補正前	( ) 15	0	60,812	49,966	110,778	20,068	130,846	
比較	( 0 ) 0	0	△ 1,500	△ 1,916	△ 3,416	△ 500	△ 3,916	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間休日 待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術 手当 (千円)
	補正後	1,836	328	828	7,350	13,008	10,120	4,536	2,170	0	674	7,200
	補正前	1,776	328	1,728	7,350	13,008	10,820	4,536	2,546	0	674	7,200
	比較	60	0	△ 900	0	0	△ 700	0	△ 376	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 6 ) 9	9,000	18,762	6,675	34,437	4,706	39,143	
補 正 前	( 6 ) 8	9,900	16,156	6,522	32,578	4,706	37,284	
比 較	( 0 ) 1	△ 900	2,606	153	1,859	0	1,859	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 休 日 待 機 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	夜 間 看 護 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	研 究 技 術 手 当 (千円)
	補 正 後	0	381	223	0	5,567	0	504	0	0	0	0
	補 正 前	0	370	323	0	5,325	0	504	0	0	0	0
	比 較	0	11	△ 100	0	242	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	1,106	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	1,618	R5人勸による給与改定	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 512	育児休業取得による減額 △ 1,900 千円 会計年度任用職員の新規採用 1,388 千円	
職 員 手 当	△ 1,763	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	882	期末手当 542 千円 勤勉手当 340 千円	R5人勸による手当改定 期末手当改定 0.05月分引上げ 勤勉手当改定 0.05月分引上げ
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,645	会計異動 △ 566 千円 育児休業取得による減額 △ 390 千円 状況変更 60 千円 会計年度任用職員の増減 △ 289 千円 その他 △ 1,460 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職		医 療 職	
		平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		285,283	306,616	720,920	798,920
		49.6	49.6	45.5	45.5
		269,484	289,409	718,229	796,229
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在		269,484	289,409	718,229	796,229
		46.3	46.3	44.8	44.8
		269,484	289,409	718,229	796,229

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	医 療 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	医 療 職 (円)
高 校	卒	169,762		166,600	
大 学	卒	200,536	524,254	196,200	264,700

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			医 療 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	( )	( )	0.0			
	5 級	( )	1	7.7			
	4 級	( )	0	0.0			
	3 級	( )	3	23.1	3 級	( )	( )
	2 級	( )	5	38.4	2 級	( )	( )
	1 級	( )	4	30.8	1 級	( )	( )
	計	( )	13	100.0	計	2	100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	( )	( )	0.0			
	5 級	( )	( )	0.0			
	4 級	( )	1	8.3			
	3 級	( )	2	16.7	3 級	( )	( )
	2 級	( )	5	41.7	2 級	( )	( )
	1 級	( )	4	33.3	1 級	( )	( )
	計	( )	12	100.0	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課局長 局長 長幹 室主	課長補佐 事務長 保健師 園長	課長補佐 事務長 保健師 園長 上級保健師 上級保健師 上級保健師 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主査 技師 保健師 保健師 保健師 社会福祉士	主事 技師 保健師 保健師 保健師 社会福祉士

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	医療職	
補正後	職員数 (A) (人)	15	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				
補正前	職員数 (A) (人)	14	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	( ) 2.200	( ) 2.300	( )	( ) 4.500	有	
補正前	( ) 2.200	( ) 2.200	( )	( ) 4.400	有	
国の制度	( ) 2.200	( ) 2.300	( )	( ) 4.500	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	医療職
給料総額に対する比率 (%)	15.0%		45.0%
支給対象職員の比率 (%) (令和5年12月1日現在)	80.0%		100.0%
代表的な特殊勤務 手当の名称	研究技術手当、夜間休日待機手当、夜間看護手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第53号

令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 5年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		118,230	152	118,382
	1. 介護保険料	118,230	152	118,382
3. 国庫支出金		207,137	1,111	208,248
	2. 国庫補助金	84,046	1,111	85,157
4. 支払基金交付金		188,232	42	188,274
	1. 支払基金交付金	188,232	42	188,274
5. 県支出金		103,766	115	103,881
	3. 県補助金	7,157	115	7,272
7. 繰入金		140,798	4,152	144,950
	1. 一般会計繰入金	140,797	4,152	144,949
歳入合計		809,881	5,572	815,453

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,997	4,917	38,914
	1. 総務管理費	18,999	4,570	23,569
	3. 介護認定審査会費	14,051	347	14,398
4. 地域支援事業費		44,637	655	45,292
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	20,191	156	20,347
	3. 包括的支援事業・任意事業費	23,473	499	23,972
歳出合計		809,881	5,572	815,453

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	118,230	152	118,382
3. 国庫支出金	207,137	1,111	208,248
4. 支払基金交付金	188,232	42	188,274
5. 県支出金	103,766	115	103,881
7. 繰入金	140,798	4,152	144,950
歳入合計	809,881	5,572	815,453

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	33,997	4,917	38,914	880		4,037	
4. 地域支援事業費	44,637	655	45,292	346		309	
歳出合計	809,881	5,572	815,453	1,226		4,346	

## 2. 歳入

## 1 款 保険料

## 1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 第1号被保険者保険料	118,230	152	118,382	1. 現年度分特別徴収保険料	152	・第1号被保険者保険料 152
計	118,230	152	118,382			
1 款合計	118,230	152	118,382			

## 3 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	5,290	39	5,329	1. 現年度分	39	・現年度分 39
3. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	9,031	192	9,223	1. 現年度分	192	・現年度分 192
8. 事業費補助金	0	880	880	1. 介護保険事業費補助金	880	・介護保険事業費補助金 880
計	84,046	1,111	85,157			
3 款合計	207,137	1,111	208,248			

## 4 款 支払基金交付金

## 1 項 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	5,712	42	5,754	1. 現年度分	42	・地域支援事業支援交付金 42
計	188,232	42	188,274			
4 款合計	188,232	42	188,274			

## 5 款 県支出金

## 3 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	2,644	19	2,663	1. 現年度分	19	・ 現年度分 19
2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	4,513	96	4,609	1. 現年度分	96	・ 現年度分 96
計	7,157	115	7,272			
5 款合計	103,766	115	103,881			

## 7 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業）	2,644	19	2,663	1. 現年度分	19	・ 現年度分 19
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	4,513	96	4,609	1. 現年度分	96	・ 現年度分 96
5. その他一般会計繰入金	37,109	4,037	41,146	1. 職員給与費等繰入金	500	・ 職員給与費等繰入金 500
				2. 事務費繰入金	3,537	・ 事務費繰入金 3,537
計	140,797	4,152	144,949			
7 款合計	140,798	4,152	144,950			

歳入合計	809,881	5,572	815,453			
------	---------	-------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	18,997	4,570	23,567	880		3,690		1. 報酬	95	・ 会計年度任用職員報酬	95
								2. 給料	147	・ 一般職給	147
								3. 職員手当等	223	・ 扶養手当	20
										・ 勤勉手当	58
										・ 住居手当	50
										・ 一般職期末手当	63
										・ パートタイム会計年度任用職員期末手当	32
								4. 共済費	35	・ 社会保険料	2
										・ 一般職員共済組合負担金	28
										・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	5
								12. 委託料	4,070	・ 介護保険システム改造委託料	4,070
計	18,999	4,570	23,569	880		3,690					

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

1. 認定調査等費	11,860	347	12,207			347		2. 給料	253	・ 会計年度任用職員給	253
								3. 職員手当等	94	・ フルタイム会計年度任用職員期末手当	94
計	14,051	347	14,398			347					
1 款合計	33,997	4,917	38,914	880		4,037					

## 4 款 地域支援事業費

## 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	4,306	156	4,462	58		98		2. 給料	108	・会計年度任用職員給	108
								3. 職員手当等	45	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	45
								4. 共済費	3	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	3
計	20,191	156	20,347	58		98					

## 4 款 地域支援事業費

## 3 項 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事業費	8,677	225	8,902	130		95		2. 給料	152	・一般職給	152
								3. 職員手当等	50	・勤勉手当 ・一般職期末手当	25 25
								4. 共済費	23	・一般職員共済組合負担金	23
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	4,157	178	4,335	102		76		2. 給料	107	・会計年度任用職員給	107
								3. 職員手当等	44	・フルタイム会計年度任用職員期末手当	44
								4. 共済費	27	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	27
8. 認知症初期集中支援推進事業費	5,974	96	6,070	56		40		2. 給料	47	・一般職給	47
								3. 職員手当等	23	・一般職期末手当	23
								4. 共済費	26	・一般職員共済組合負担金	26

## 4 款 地域支援事業費

## 3 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	23,473	499	23,972	288		211				
4 款合計	44,637	655	45,292	346		309				

歳出合計	809,881	5,572	815,453	1,226		4,346			
------	---------	-------	---------	-------	--	-------	--	--	--

Ⅱ 給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
補正前	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 8	1,739	24,828	10,011	36,578	7,255	43,833	
補正前	( 1 ) 8	1,644	24,014	9,532	35,190	7,143	42,333	
比較	( 0 ) 0	95	814	479	1,388	112	1,500	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	20	86	470	0	5,774	2,625	0	752	284	0	0	0	0
	補正前	0	86	470	0	5,448	2,542	0	752	234	0	0	0	0
	比較	20	0	0	0	326	83	0	0	50	0	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 4	0	14,753	7,118	21,871	4,576	26,447	
補正前	( ) 4	0	14,407	6,854	21,261	4,499	25,760	
比較	( 0 ) 0	0	346	264	610	77	687	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	20	0	276	0	3,161	2,625	0	752	284	0	0	0	0
	補正前	0	0	276	0	3,050	2,542	0	752	234	0	0	0	0
	比較	20	0	0	0	111	83	0	0	50	0	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 ) 4	1,739	10,075	2,893	14,707	2,679	17,386	
補 正 前	( 1 ) 4	1,644	9,607	2,678	13,929	2,644	16,573	
比 較	( 0 ) 0	95	468	215	778	35	813	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	86	194	0	2,613	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	86	194	0	2,398	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	215	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	814	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	814	R5人勸による給与改定
		算 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
職 員 手 当	479	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	409	期末手当 326 千円 勤勉手当 83 千円 R5人勸による手当改定 期末手当改定 0.05月分引上げ 勤勉手当改定 0.05月分引上げ
		そ の 他 の 増 減 分	70	その他 70 千円

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職	勞 務 職
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	306,260	0
	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	328,410	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	43.0	-
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	299,017	0
	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	319,542	0
	平 均 年 齢 ( 歳 )	41.4	-

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校	卒	169,762		166,600	
大 学	卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	( )	( )	0.0			
	5 級	( 2 )	( )	50.0			
	4 級	( )	( )	0.0			
	3 級	( )	( )	0.0	3 級	( )	( )
	2 級	( 1 )	( )	25.0	2 級	( )	( )
	1 級	( 1 )	( )	25.0	1 級	( )	( )
	計	( 4 )	( )	100.0	計	( 0 )	( 0.0 )
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	( )	( )	0.0			
	5 級	( 1 )	( )	25.0			
	4 級	( 1 )	( )	25.0			
	3 級	( )	( )	0.0	3 級	( )	( )
	2 級	( 1 )	( )	25.0	2 級	( )	( )
	1 級	( 1 )	( )	25.0	1 級	( )	( )
	計	( 4 )	( )	100.0	計	( 0 )	( 0.0 )



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

# 令和5年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

- 1 令和5年度 松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 2 予算に関する説明書
  - (1) 実施計画
  - (2) 事項別明細書
  - (3) 予定キャッシュ・フロー計算書
  - (4) 給与費明細書
  - (5) 令和5年度 開始貸借対照表
  - (6) 令和5年度 予定貸借対照表
  - (7) 注記事項

議案第54号

令和5年度 松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度松野町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度松野町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	簡易水道事業費用	109,197 千円	2,118 千円	111,315 千円
第1項	営業費用	86,539 千円	2,118 千円	88,657 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,414千円は、引継金11,414千円で補てんするものとする。）

支 出		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	資本的支出	24,572 千円	23 千円	24,595 千円
第1項	建設改良費	11 千円	20 千円	31 千円
第2項	企業債償還金	24,561 千円	3 千円	24,564 千円

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2を次のとおり改める。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ140,996,239円及び2,151,983円である。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費	(既決予定額) 17,610 千円	(補正予定額) 2,118 千円	(計) 19,728 千円
-----------	----------------------	---------------------	------------------

令和5年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和5年度 松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 簡易水道事業費用			109,197	2,118	111,315
	1. 営業費用		86,539	2,118	88,657
		2. 総係費		50,405	2,118

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1. 資本的支出			24,572	23	24,595	
	1. 建設改良費		11	20	31	
		1. 営業設備費		11	20	31
	2. 企業債償還金			24,561	3	24,564
		1. 建設企業債元金償還金		24,561	3	24,564

令和5年度 松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 事項別明細書

収益的収入及び支出

(収益的支出)

1 款 簡易水道事業費

1 項 営業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 総係費	50,405	2,118	52,523	1. 給料	1,149	・一般職給 1,003 ・会計年度任用職員給 146
				2. 手当等	423	・管理職手当 94
						・扶養手当 90
						・通勤手当 13
						・住居手当 110
						・期末手当 48
・期末手当（会計年度任用職員） 24						
・勤勉手当 44						
3. 賞与引当金繰入額	188	・賞与引当金繰入額 188				
5. 法定福利費	319	・市町村職員共済組合負担金 319				
6. 法定福利費引当金繰入額	39	・法定福利費引当金繰入額 39				
計	50,405	2,118	52,523			
1 款合計	109,197	2,118	111,315			
収益的支出合計	109,197	2,118	111,315			

資本的収入及び支出

(資本的支出)

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 営業設備費	11	20	31	3. 機械及び装置購入費	20	・ 量水器購入費 20
計	11	20	31			

1 款 資本的支出

2 項 企業債償還金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 建設企業債元金償還金	24,561	3	24,564	1. 建設企業債元金償還金	3	・ 建設企業債元金償還金 3
計	24,561	3	24,564			
1 款合計	24,572	23	24,595			

資本的支出合計	24,572	23	24,595			
---------	--------	----	--------	--	--	--

令和5年度 松野町簡易水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	1,833,545
	減価償却費	30,443,000
	長期前受金戻入額	△ 12,356,000
	受取利息及び受取配当金	△ 1,000
	支払利息	3,055,000
	未収金(流動資産)の減少額	131,103,929
	たな卸資産(流動資産)の減少額	0
	引当金(流動負債)の増加額	7,107,000
	未払金(流動負債)の増加額	△ 1,461,444
	その他固定負債の増加額	0
	小計	<u>159,724,030</u>
	利息及び配当金の受取額	1,000
	利息の支払額	△ 3,055,000
	その他業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>156,670,030</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 28,182
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 28,182</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 24,563,546
	他会計からの出資による収入	13,181,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 11,382,546</u>
	資金増加額	145,259,302
	資金期首残高	0
	資金期末残高	<u><u>145,259,302</u></u>

令和5年度 松野町簡易水道事業会計 給与費明細書

1.① 総括

(千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	引当金繰入額	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	3	0	10,378	4,774	15,152	3,114	1,462	19,728
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	3	0	10,378	4,774	15,152	3,114	1,462	19,728
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	3	0	9,229	4,351	13,580	2,795	1,235	17,610
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	3	0	9,229	4,351	13,580	2,795	1,235	17,610
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	1,149	423	1,572	319	227	2,118
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	1,149	423	1,572	319	227	2,118

(千円)

手当の内訳	区 分	扶養	通勤	時間外	期末勤勉	住居	管理職	管理職特別	退職給付費
	補 正 後	90	61	923	3,292	314	94	0	0
	補 正 前	0	48	923	3,176	204	0	0	0
	比 較	90	13	0	116	110	94	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	引当金繰入額	合 計
		特別職□人)	一般職□人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	2	0	8,282	4,092	12,374	2,579	1,274	16,227
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	2	0	8,282	4,092	12,374	2,579	1,274	16,227
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	2	0	7,279	3,693	10,972	2,260	1,080	14,312
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	2	0	7,279	3,693	10,972	2,260	1,080	14,312
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	1,003	399	1,402	319	194	1,915
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	1,003	399	1,402	319	194	1,915

(千円)

手当の内訳	区 分	扶養	通勤	時間外	期末勤勉	住居	管理職	管理職特別	退職給付費
	補 正 後	90	37	728	2,829	314	94	0	0
	補 正 前	0	24	728	2,737	204	0	0	0
	比 較	90	13	0	92	110	94	0	0

イ 会計年度任用職員

(千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	引当金繰入額	合 計
		特別職(口人)	一般職(口人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	1	0	2,096	682	2,778	535	188	3,501
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	2,096	682	2,778	535	188	3,501
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	1	0	1,950	658	2,608	535	155	3,298
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	1	0	1,950	658	2,608	535	155	3,298
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	146	24	170	0	33	203
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	146	24	170	0	33	203

(千円)

手当の内訳	区 分	扶養	通勤	時間外	期末勤勉	住居	管理職	管理職特別	退職給付費
	補 正 後	0	24	195	463	0	0	0	0
	補 正 前	0	24	195	439	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	24	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,149	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	202	人勸による給与改定	
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	947	人事異動による増額	
手 当	423	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	116	人勸による期末・勤勉手当の引き上げ	
		そ の 他 の 増 減 分	307	人事異動による増額	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人あたり給与

区 分	企 業 職	
令和5年12月1日現在	平均給料月額(円)	323,131
	平均給与月額(円)	374,131
	平均年齢(歳)	48.6
令和5年4月1日現在	平均給料月額(円)	320,677
	平均給与月額(円)	371,676
	平均年齢(歳)	47.9

(2) 初任給

区 分	企 業 職 (円)	一般会計の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	169,762	169,762
大 学 卒	200,536	200,536

(3) 級別職員数

区 分	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級	0	0.0
	2級	1	50.0
	3級	0	0.0
	4級	0	0.0
	5級	1	50.0
	6級	0	0.0
	計	2	100.0
令和5年1月1日現在	1級	0	0.0
	2級	1	50.0
	3級	1	50.0
	4級	0	0.0
	5級	0	0.0
	6級	0	0.0
	計	-	-

(4) 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
	比 率 (B) / (A) (%)			

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の等級による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	( )	( )	( )	有	
	2.200	2.300	4.500		
補 正 前	( )	( )	( )	有	
	2.200	2.200	4.400		
一般会計の制度	( )	( )	( )	有	
	2.200	2.300	4.500		

(6) その他の制度との異同

区 分	一般会計の制度との異同
退 職 手 当	同 じ
扶 養 手 当	同 じ
住 居 手 当	同 じ
通 勤 手 当	同 じ

令和5年度 松野町簡易水道事業会計 開始貸借対照表

(令和5年4月1日)

資産の部

		(単位 円)	
1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ. 土地	5,372,760		
ロ. 建物	2,269,634		
ハ. 構築物	589,739,195		
ニ. 機械及び装置	12,537,997		
ホ. 車両運搬具	776,773		
ヘ. 工具及び備品	1,180,280		
ト. 建設仮勘定	11,870,000		
有形固定資産合計		623,746,639	
固定資産合計			623,746,639
2. 流動資産			
(1) 現金預金		0	
(2) 未収金		140,996,239	
(3) 貯蔵品		2,721,823	
流動資産合計			143,718,062
資産合計			767,464,701

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

建設改良費等の財源に充てる企業債

142,959,076

固定負債合計

142,959,076

4. 流動負債

(1) 企業債

建設改良費等の財源に充てる企業債

24,563,546

(2) 未払金

2,151,983

流動負債合計

26,715,529

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ. 工事負担金

7,897,887

ロ. 補助金

234,746,074

ハ. 受贈財産評価額

4,167,548

長期前受金合計

246,811,509

繰延収益合計

246,811,509

負債合計

416,486,114

資本の部

6. 資本金						350,976,631
7. 剰余金						
(1) 資本剰余金						
イ. 受贈財産評価額				1,956		
資本剰余金合計					1,956	
剰余金合計						1,956
資本合計						350,978,587
負債資本合計						767,464,701

令和5年度 松野町簡易水道事業会計計 予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資産の部

1. 固定資産					(単位 円)
(1) 有形固定資産					
イ. 土地			5,372,760		
ロ. 建物	2,269,634				
減価償却累計額	<u>△ 153,000</u>		2,116,634		
ハ. 構築物	592,809,195				
減価償却累計額	<u>△ 29,796,000</u>		563,013,195		
ニ. 機械及び装置	12,566,179				
減価償却累計額	<u>△ 62,000</u>		12,504,179		
ホ. 車両運搬具	776,773				
減価償却累計額	<u>△ 168,000</u>		608,773		
ヘ. 工具及び備品	1,180,280				
減価償却累計額	<u>△ 264,000</u>		916,280		
ト. 建設仮勘定			8,800,000		
有形固定資産合計			<u>593,331,821</u>		
固定資産合計					593,331,821
2. 流動資産					
(1) 現金預金			145,259,302		
(2) 未収金			11,126,559		
貸倒引当金		<u>△ 6,880,000</u>	4,246,559		
(3) 貯蔵品			<u>2,721,823</u>		
流動資産合計					152,227,684
資産合計					<u>745,559,505</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

建設改良費等の財源に充てる企業債

117,932,615

固定負債合計

117,932,615

4. 流動負債

(1) 企業債

建設改良費等の財源に充てる企業債

25,026,461

(2) 未払金

690,539

(3) 引当金

イ. 賞与引当金

1,216,455

ロ. 法定福利費引当金

244,794

1,461,249

流動負債合計

27,178,249

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ. 工事負担金

7,897,887

収益化累計額

△ 394,000

7,503,887

ロ. 補助金

234,746,074

収益化累計額

△ 11,665,000

223,081,074

ハ. 受贈財産評価額

4,167,548

収益化累計額

△ 297,000

3,870,548

長期前受金合計

234,455,509

繰延収益合計

234,455,509

負債合計

379,566,373

資本の部

6. 資本金			364,157,631
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 受贈財産評価額	1,956		
資本剰余金合計		<u>1,956</u>	
(2) 利益剰余金			
イ. 当年度未処分利益剰余金	1,833,545		
利益剰余金合計		<u>1,833,545</u>	
剰余金合計			<u>1,835,501</u>
資本合計			<u>365,993,132</u>
負債資本合計			<u><u>745,559,505</u></u>

## 令和5年度 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 先入先出法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

量水器 取替法

量水器を除く資産 定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 2年～8年

構築物 2年～40年

機械及び装置 2年～11年

車両運搬具 4年

工具器具及び備品 4年～12年

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ. 退職給付引当金

職員の退職により退職給付金が不足となった場合に生じる愛媛県市町総合事務組合の特別負担金については、すべて一般会計が負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ. 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ. 貸倒引当金

債権の不能欠損による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担見込額

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は13,181千円である。

(2) 引当金の取崩し

	令和5年度
賞与引当金	1,016,801
法定福利費引当金	170,129
貸倒引当金	0

議 長	事務局長	書 記
		

令和5年12月6日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会運営委員長 赤松 紀幸

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関する事

期 間 次期議会まで



議 長	事務局長	書 記
		

令和5年12月6日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会改革特別委員会委員長 山田 寛二

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

事 件 議会改革に関すること

期 間 次期議会まで

